

議案第 1 7 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
財 政 課	租税特別措置法施行令の一部改正等に伴い、特定民間再開発事業認定申請に係る手数料等について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【制定趣旨】 租税特別措置法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、</p> <p>【根拠法令】 租税特別措置法施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令</p> <p>【制定内容】 ① 租税特別措置法施行令の一部改正関係（条例別表第 7 3 号～第 7 5 号関係）</p> <p>第 2 2 項に改正（項ずれによる） (73) 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 0 条の 2 第 8 項又は第 3 8 条の 4 第 1 8 項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料</p> <p>第 1 3 項に改正（項ずれによる） (74) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 2 項又は第 39 条の 7 第 13 項の規定～</p> <p>(75) 租税特別措置法施行令第 25 条の 4 第 16 項又は第 39 条の 7 第 15 項の規定～</p> <p>政令改正により削られる。</p> <p>② 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（別表第 7 7 号関係）</p> <p>消防法に基づき設置する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の許可手数料を定めた当該規定において、今回の改正により浮き蓋付きの特定屋外タンク（容量 1 0 0 0 キロリットル以上で、固定屋根式の屋外タンクに揮発性の高い危険物を貯蔵する際、その揮発を抑えるために、タンク内に浮き蓋を設けているタンク）について、その設置に関し許可手数料を徴収する必要が生じたため、改正を行うもの。三田市においては、現在、該当する施設はない。</p>	
<p>【施行期日】 上記①・・・公布の日</p> <p>上記②・・・平成 2 4 年 4 月 1 日</p> <p>【予算措置】 特になし</p>	